

独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校、同苦小牧工業高等専門学校、  
同釧路工業高等専門学校、同旭川工業高等専門学校と独立行政法人科学技術振興機構  
JSTイノベーションプラザ北海道との産学官連携に関する覚書

平成21年3月3日

独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校（以下「甲」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構苦小牧工業高等専門学校（以下「乙」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構釧路工業高等専門学校（以下「丙」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構旭川工業高等専門学校（以下「丁」という。）と独立行政法人科学技術振興機構JSTイノベーションプラザ北海道（以下「戊」という。）は、「独立行政法人国立高等専門学校機構と独立行政法人科学技術振興機構との産学官連携に関する協定書」（平成20年8月26日）に基づき、相互に連携協力し北海道地域の産学官連携を推進することを目的として、次のとおり覚書を締結する。

（連携の範囲）

第1条 甲、乙、丙、丁と戊は、北海道地域の産学官連携を推進するため、次の各号に掲げる事項について緊密な連携を築き、相互の産学官連携活動の効果的な展開を図るものとする。

- (1) 研究開発及び技術移転の促進に関する事項
- (2) 北海道地域の活性化及び産業振興に関する事項
- (3) その他科学技術振興及び産学官連携推進に関する事項

（連携の実施）

第2条 本覚書に関わる連携の実施にあたり詳細な取り決めが必要となる場合は、甲、乙、丙、丁と戊は別途協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第3条 本覚書の有効期間は覚書締結の日から起算して1年とし、期間満了の1月前までに甲、乙、丙、丁又は戊から更新しない旨の意思表示がなされないときは、同一条件により更新されるものとし、それ以降も同様とする。

（その他）

第4条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の条項、解釈に疑義が生じた場合は、甲、乙、丙、丁と戊で協議するものとする。

本覚書締結の証として、本覚書5通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊それぞれ押印のうえ、各1通を保管するものとする。

(甲) 北海道函館市戸倉町14番1号  
独立行政法人国立高等専門学校機構  
函館工業高等専門学校  
校長 長谷川 淳



(乙) 北海道苦小牧市字錦岡443番地  
独立行政法人国立高等専門学校機構  
苦小牧工業高等専門学校  
校長 秋山 俊彦



(丙) 北海道釧路市大楽毛西2丁目32番1号  
独立行政法人国立高等専門学校機構  
釧路工業高等専門学校  
校長 岸 浪 建史



(丁) 北海道旭川市春光台2条2丁目1番6号  
独立行政法人国立高等専門学校機構  
旭川工業高等専門学校  
校長 高橋 英明



(戊) 北海道札幌市北区北19条西11丁目  
独立行政法人科学技術振興機構  
JSTイノベーションプラザ北海道  
館長 大味 一夫

